

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区
地区ガバナー、第 1、第 2 副地区ガバナー選挙規則

第 1 章 総則

第1条 (規則の目的)

地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、同付則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 (選挙の倫理)。

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条 (選挙実施日)

選挙は年次大会当日、もしくはガバナーが定めた日で代議員の投票により行う。

第4条 (選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、指名選挙委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条 (選挙の管理)

選挙は指名選挙委員会が管理、運営する。

第 2 章 立候補および責任者

第6条 (立候補の資格)

1. 地区ガバナー立候補の資格は、国際付則第 9 条第 4 項に定められている。
2. 第 1 および第 2 副地区ガバナー立候補の資格は、国際付則第 9 条第 6 項に定められている。
3. 代議員による選挙開票する前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。
4. 地区ガバナー立候補及び第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーは、立候補届と経歴書を付けてクラブ会長に提出する。クラブ会長は、理事会で審議し、例会で承認を頂く。その後クラブ推薦書を付けて地区ガバナーに提出する。

第7条 (選挙責任者)

1. 立候補者は、立候補の属するクラブ会員から選挙責任者 1 名を定め、その者と連署して立候補届出書を指名選挙委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者の為の一切の選挙運動を総括し、選挙運動をするものを監督する。

3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して指名選挙委員会に届出なければならない。

第3章 選挙運動

第8条 (選挙運動の禁止事項)

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせないことを目的として次の行為をしてはならない。
 - ① 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - ② クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席することは構わない。但し、食事実費以外の支払やお土産、商品等を配布すること。
 - ③ 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - ④ 金品の贈与、供応、乗物の提供その他の利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること。
 - ⑤ 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - ⑥ 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - ⑦ 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
 - ⑧ 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - ⑨ 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - ⑩ 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - ⑪ 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - ⑫ 現、前、副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、各立候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
 - ⑬ 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - ⑭ その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第9条 (文書図画による運動)

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみ、第4条規定内で発信することができる。
3. ウェブサイト等を利用する方法（公職選挙法第142条の3第1項による）による領布。この方法により領布されたものは、第4条規定内で発信することができる。

第4章 違反行為に対する処置等

第10条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自律的対処を期待する。

第11条 (違反に対する処置)

1. 指名選挙委員会は、第4条、第7条及び第8条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 指名選挙委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与え、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名選挙委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第5章 選挙

第12条 (選挙公報)

1. 指名選挙委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して10日前までに選挙権のある代議員に発送、もしくはキャビネットホームページへ掲載する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日及び登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、指名選挙委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第13条 (公開討論会又は、立会演説会)

1. 指名選挙委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を必要に応じて催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、速やかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、指名選挙委員会が定める。

第14条 (投票用紙)

投票用紙は、指名選挙委員会が作成し、投票所において代議員本人の確認できる身分証明書等を確認の上、交付する。

第15条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第16条（開票）

1. 開票は代議員選挙当日開票すること。
2. 開票作業には以下の者が行う。
 - a. 指名選挙委員会
 - b. 指名選挙委員長が任命したメンバー20名以内
 - c. 立会人として立候補しているクラブメンバー1名。但し非代議員とする。
3. 開票発表は指名選挙委員長が代議員総会にて発表する。

第17条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第6章 指名選挙委員会

第18条（構成）

1. 指名選挙委員会の委員長、委員は5名以内とし、地区ガバナーが任命する
2. 委員はライオンズクラブ国際協会が定めるグッドスタンディングの会員とし、任命を受けている期間中は、地区キャビネット又は複合地区、国際協会のいかなる役員であってはならない。

第19条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条（服務規程）

指名選挙委員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事情に関する違反事実があった場合には、指名選挙委員会に通知しなければならない。
2. 指名選挙委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条（指名選挙委員会の義務）

指名選挙委員会は、会員の行為がこの規定に違反する恐れがあると認めるときは、警告その他適當の処置を講じ、違反の無いように努めなければならない。

第23条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。
3. 委員会委員は、クラブ代議員であってはならない。

第24条（資格審査）

1. 指名選挙委員会は立候補締切日翌日より 10 日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察する責任を持つ。
2. 地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナーの選挙に先立ち、各候補者に関するチェックリストを作成して地区ガバナーに提出しなければならない。

第 7 章 特例措置

第25条 災害等緊急事態

自然災害、騒乱、感染症パンデミック等によって、本選挙手続き規則によりがたい場合、選挙に関する手続き、方法等はキャビネット会議の承認を得て変更することが出来る。

附 則

第1条

この規定は、2023 年 7 月 30 日から施行する。

第2条

この規定の改廃は、333-E 地区キャビネット会議の決議を経て行うものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第 1 条

立候補者が 1 人のときは、規定第 11 条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代える